

## 修学に関する問題を抱える留学生への対応

国際教育交流センター教育交流部門

西山 聖久・浅川 晃広

### 1. はじめに

留学生30万人計画等の政府の方針から、今後留学生数が増加する事であろう事は明らかであり、留学生の修学に関する問題も多数発生してくるものと考えられる。現在、修学に問題を抱える留学生への対応は、主に各部局に配置された留学生担当教員、国際化推進教員により構成される教育交流部門員により行われている。本稿では、留学生対応の中心を担う教育交流部門内で結成されたワーキンググループ（野水、渡部、浅川、中島、曾、西山）にてなされた、修学に問題を抱える留学生への対応に関する議論をまとめる。

### 2. 本学の修学困難な学生に関する問題

ワーキンググループでは、まず留学生の修学に関する問題を把握する事を目的とし、メンバー各々が経験した修学に関する問題を抱える留学生の事例を出し合った。その結果、留学生の修学に関する問題は学業の不振から在留問題まで多岐に渡ることが分かり、問題点をより明確にする為、留学生の修学に関する問題を、表1に示される4つのパターンにまとめた。

#### 2. 1 未然防止、早期発見・解決を目指した対応

これらの問題への対策としてまず取り組まなくてはならないのは、未然防止、早期発見・解決を目指した対応である。

現在、部局によっては、留学生担当教員(国際化推進教員)が応募書類や面接(Skypeによるインタビューも含む)による審査に参加し、第三者としての視点を評価に組み込む体制がとられている。今後においては、既に面談や書類審査の際のノウハウを持っている留学生担当教員が主導し、書類審査、面談の際に必ずすべき質問等に関する情報共有や研究を続けて行くことも検討する事も必要なのかもしれない。

また、渡日後間もない留学生には、原則全員に対して学生チューターによるサポートが行われており、ワンストップサービスデスクでは、国際化推進教員が常駐し、全学の留学生からの相談を素早く吸い上げられるようにしている。これらに加え、ヘルプデスク、SOLV等の学生ボランティア団体による留学生サポートも活発に行われている。これらの体制も、留学生が抱える問題への柔軟な対応を可能とし、様々な問題の未然防止、早期発見に貢献している事は確かであろう。しかし、まれにこれらのネットワークに組み込まれず問題を抱えてしまう学生がいる事も確かであり、

表1 留学生の修学に関する問題

経済的な問題	渡日後、学業不振による奨学金の打ちきり等の理由から、大学に授業料を納入し日本で生活するのに必要な経済力を無くした状態。この問題の多くはまず授業料未納として明るみに出る事が多く、授業料未納の状態が一定期間以上続く場合、当留学生は除籍処分となる。
学力の問題	留学生が講義を理解する、もしくは研究を遂行する為に必要な学力を有していない場合、また、学習に対する意欲を失っている状態。このような相談が持ち込まれた際には、留学生担当教員がチューターを紹介する等により対応するが、問題が基礎学力の不足にある場合には解決に至らない場合もある。
日常生活の問題	学業の他に、将来に対する不安、指導教員や大学内やアルバイト関連の友人と人間関係のトラブル等日常生活にて発生する問題。留学生は、日本人学生と異なり単身母国を離れ外国(日本)に滞在している状況にあり、これらの問題で留学生がつかまっていた場合、学業の不振等の問題に繋がり修学へ影響を及ぼす事も考えられる。
在留目的の問題	学業の不振が続く留学生の中には、そもそも修学の意思が無く、学生という身分を悪用して日本に長期に渡り在留する事を目的として学生身分を利用している者がいる。

インタビューの義務付け、学期毎の成績や研究の進捗状況の把握等、留学生のモニタリングの充実をはかる事も検討に値すると考えられる。

## 2. 2 修学に関する問題が長期化した場合の対応

一方、留学生の修学に関する問題が長期化した場合、上記の未然防止、早期発見・解決と区別した議論が必要となる。

現状において、修学に関する問題を抱える留学生が、正規の留学生であり「経済的な問題」を抱えていない場合、在学の認められる最長期間（修士4年、学部：8年間）に渡って問題が長期化する可能性を持つ。このような背景が修学に関する問題への早期介入を妨げているという可能性は否定できない。

文部科学省は平成24年9月5日発行の通知「外国人留学生の適切な受入れについて」にて、「各留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等、適切な対応をお願いします。」と適切な対応の一つとして退学を示唆している。しかし、果たして学業の不振等を理由に学生を退学することは現実的なのであろうか。

出入国管理及び難民認定法（入管法）で定められる制度の解釈によっては、学業不振の続く留学生の在留資格を剥奪し、大学に在籍する資格を強制的に失わせる手段が無いわけではない。例えば、大学として「在留期間の更新（入管法 第21条）」の為に必要な書類の発行を断り、留学生を半強制的に帰国させる事が考えられる。また、「在留資格の取り消し（入管法 第22条の4）」に厳密に従うならば、外国人が在留資格に応じた活動を継続して三月以上行っていない場合には在留資格が取り消される事となっている。長期に渡る学業不振は学生としての活動実態が伴わない事となり、「在留資格の取り消し」の根拠となり得る。

ただし、これらの方法を行行使する場合、学生との同意が得られない可能性が高く、パワハラ、アカハラに関連したトラブルにまで発展するリスクが極めて高い。また、「処分」と言う言葉が学生を追い詰める可能性もあり、万が一訴訟にまで至った場合には留学生への指導が適正に行われていたか等、大学の責任が厳しく問われる事態は避けられず、現制度においてはそのような場合誰の責任になるのかも明確ではない。従っ

て、学業不振を理由に留学生を退学処分とする事に対しては現時点では慎重になるべきであるとの見解に到った。

上記はあくまで学業の問題等、金銭的な問題を伴わない場合であるが、「経済的な問題」を抱える学生を長期に渡り放置してしまった場合、却って就労に専念し、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）によって認められた週28時間の制限を超過するだけでなく、不適切な業種で就労すること、さらには犯罪等に巻き込まれる可能性も排除できない。従って、大学側が当該学生に対して早期の働きかけをするための仕組みが必要である。

そもそも、経済的な問題が長期化する原因の一つとして、本来であれば、前期分は4月末日、後期分は10月末日を納入期限となっているが、学生への配慮として、事実上年度末までは授業料未納の状態認めている事が考えられる。これは、1年分の授業料を納めれば、最長2年間に渡り、学生としての権利を得られる事を意味する。

この問題に関しては、かつて全学教育委員会にて議論されており、平成19年2月16日付の（名古屋大学通則第33条第5号（授業料未納）及び名古屋大学大学院通則第36条第4号（授業料未納）による前期授業料未納者の除籍の取扱いについて（申合せ））にて留学生を半期で除籍にする条件を設けている。学生を前期で除籍をする条件として示されている文章全てに「成業の見込みがない」との記述が含まれているが、成業の見込みがない事を誰もが納得する形で客観的に判断する事は難しい。現状と平成19年の状況の違いを踏まえた上でもう一度、現状が留学生への対応として適切であるか、本学全体の意思を議論すべきであるとの見解に到った。

## 3. おわりに

今回のワーキンググループの議論を通じ、メンバー各自の意識や経験に基づき修学に関する問題を把握することが出来たと考えている。今後、教育交流部門としては、このような問題の未然防止、早期発見・解決への対応の更なる充実を目指す必要がある。一方で問題が長期化した場合の具体的な対応方法については、関係者を交えて議論を続けて行く必要があるであろう。